

業務委託における最低制限価格について

令和元年6月

燕市総務部用地管財課

業務委託における最低制限価格の算出方法は、下記のとおりとします。

1. 業務委託に係る最低制限価格

(1) 最低制限価格の算出方法

最低制限価格(税抜き) = 予定価格(税抜き) × 6/10 (一万円未満切り捨て)

(2) 最低制限価格を設定する対象業務

原則として、競争入札により契約を締結する下記の建設工事関連の業務委託としますが、その他の業務委託についても必要と思われる場合は設定をします。

- ① 測量業務
- ② 地質調査
- ③ 設計業務
- ④ 物件調査業務

2. 最低制限価格の周知

最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知において最低制限価格が設定されていることを記載します。

3. 最低制限価格の公表について

最低制限価格は入札執行後、落札者が決定した場合に公表します。

4. 適用開始

令和元年6月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。